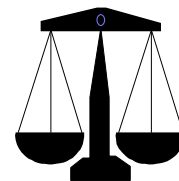




山田義仁税理士事務所通信 2005年6月号



事務所通信の目的
経営者にプラス思考を！
経営者に得意先分析力を！
経営者に正しい納税を！

不要になったパソコン等は、どのように捨てていますか？

役に立つ粗大ゴミの捨て方

山田事務所で、壊れてしまったパソコンのモニター(画面)と、プリンターを捨てようとしたときに、いろいろと迷ってしまいました。今回は、山田事務所がどのようにパソコンモニターとプリンターを捨てたのかを、お伝えしたいと思います。

1. 北区の粗大ゴミの回収の仕組みを調べるため、インターネットの google で、『粗大ゴミ』で検索。<http://sodai.tokyokankyo.or.jp/>
2. PC リサイクル法、家電リサイクル法など、『そういえば一時期騒いだな』と思い出しながら、粗大ゴミとして回収されないことを知る。
3. 家電の場合(いずれの場合も、収集運搬料金とリサイクル料金がかかります。)
(ア)購入したお店で引き取ってもらう
(イ)買い換えの場合は買い換える店に引き取ってもらう
(ウ)それ以外の場合には家電リサイクル受付センター(<http://www.rkc.aeha.or.jp/>)に申し込む。
4. PC の場合
(ア)処分方法を有限責任中間法人 パソコン 3 R 推進センター<http://www.pc3r.jp/>にてケース別にご確認下さい。
(イ)平成15年10月1日以降に販売され、「PCリサイクルマーク(別図)」が製品に貼られた家庭系パソコンについては、販売価格に回収・再資源化料金が含まれており、無償で回収されます。
5. 山田事務所の場合、google で、『粗大ゴミ』で検索、エコランドという会社のHPを見つける。<http://www.eco-land.jp/index.html>
6. 引き取りの値段を見積もってもらい、無事に捨てることができました。
7. 産廃情報ネット HP(<http://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/index.php>)に出ている業者かどうか、安心できる目安のようです。

会社では、パソコンに限らずいろいろな不要品が出て、処分に困るときがあると思います。誰か、もっとお金のかからない捨て方がありましたら、是非ご紹介ください。

社会保険庁の加入指導が強化されます！！

社会保険庁のHPにある、平成17年3月28日の報道発表資料によりますと、厚生年金や政府管掌健康保険に加入しなければならないのに、加入していない会社に対しての加入指導を実施し、それでも従わない場合には、職権で加入手続きをすることになりました。

【加入までの流れ】

1. 未加入の会社等の把握
2. 文章による加入指導・巡回説明
3. 呼び出しによる加入指導(従業員規模5人以上から優先)
4. 戸別訪問による加入指導(3を行っても加入手続きをしない場合)
(ア)平成17年は、従業員規模15人以上のものから優先的に実施
(イ)平成18年は、従業員規模10人以上のものから優先的に実施
5. 職権による加入手続き(4を2回以上行っても加入手続きをしない場合)
(ア)平成16年に4を行った従業員規模20人以上のものから取り組む
(イ)平成17年に4を行う従業員規模15名以上のものについて、順次取り組む
6. 5の立ち入り検査で、非協力的な場合には、罰則・告発もありえる!?

ということで、今まで加入をしていなかった会社については、今後、社会保険の費用負担が増すことになります。資金繰り・手続き忘れ等に注意していただく必要があります。

加入指導を受けた場合は、どのようなことが聞かれるのかなど教えていただければ、ほかのお客様にも、参考にお伝えしますので、是非教えてください。

また、手続きに当たり、社会保険労務士の知り合いがない場合は、ご紹介いたしますので、山田事務所にお尋ね下さい。

社会保険庁 HP <http://www.sia.go.jp/infom/press/houdou/p0328.pdf>



今月のポイント 6月11日土曜日13時より、練馬区役所の会議室において、『社長(家長)の仕事』・『あけてびっくり相続税とならないために』のタイトルで、セミナーを開催します。興味のある方は、山田事務所にお尋ね下さい。

6月の税務

- ・4月決算法人の確定申告
- ・10月決算法人の中間申告(半期分・第二四半期分)
- ・1月7月決算法人の消費税中間申告
- ・所得税の予定納税額の通知(6/15)
- ・個人の住民税の納付(第一期分)

7月の税務

- ・5月決算法人の確定申告
- ・11月決算法人の中間申告(半期分・第二四半期分)
- ・2月8月決算法人の消費税中間申告
- ・源泉所得税納期の特例 7/12
- ・所得税予定納付8/2と減額承認申請7/15
- ・固定資産税第二期納付・報酬月額算定基礎届7/12

税務調査があった場合は、すぐに山田まで連絡ください(03-3823-5539 又は 070-5597-9342)

お役に立ちたい

相納研（相続納税分割対策研究会）の提携企業の皆様のお役に立ちたい。
そんな気持ちから、6月11（土曜日）のセミナーを企画いたしました。

お客様の「気づき」をテーマに、お話をさせていただきます。

このセミナーは 特定の企業が行うのではなく、「相納研」という税理士の団体が「練馬区役所」という公共性の高い会場で行います。

相納研の提携企業の方々の「お客様」をご招待して頂き、相納研ネットワークの皆様のビジネスシーンの一つの付加価値になれば、と思い開催するものです。

皆様の会社の商品やサービスへの気づき
皆様の営業マンとしての付加価値アップ
皆様のビジネスチャンスへの誘導

こんなことを考えて企画してみました。

是非積極的に皆様のお客様を多数、お誘い合わせの上ご参加ください。
又、整理の都合上、同封いたしましたご案内にて事前に申し込みをお願いいたします。

- | | |
|------|----------------------------------------------------------------|
| 1 日程 | 平成17年6月11日（土曜日） |
| 2 場所 | 練馬区役所（西武池袋線練馬駅下車5分） |
| 3 時間 | 12時30分開場
13時00分開演 |
| 4 費用 | 無料 |
| 5 内容 | 第1部 社長、（家長）の仕事
社長、（家長）として知ってほしいこと
第2部 あけてびっくり相続税とならないために |



会場地図

税理士が教える本当のところ

社長さん お父さん

あなた大丈夫？

ペイオフにどう対応していきますか？

いざというときの資金調達は備えていますか？

新証券税制を理解していますか？

会社や個人の生命保険。正しく加入していますか？

新会社法や商法の改正にどう対処しますか？

事業承継やM&Aは考えていますか？

万が一の相続税を知っていますか？ 備えていますか？



日時 **平成17年6月11日** 土曜日 午後1時スタート

場所 **練馬区役所 地下 多目的会議室(無料)**

第一部 **社長(家長)の仕事** 午後1時から

第二部 **あけてびっくり相続税とならないために** 午後2時30分から

個別相談(完全予約制) 午後4時15分から

会社名(屋号) 様 他 名

個別相談希望 有 ・ 無

紹介者名